

国保だより

国民健康保険限度額適用認定証の利用をおすすめします！

入院等により医療費が高額となる時に、限度額適用認定証を提示していただくとお支払いの際に自己負担額を抑えることができます。

自己負担限度額（70歳未満の人の場合）

所得区分	3回目まで	4回目以降
(ア) 所得 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 %	140,100 円
(イ) 所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 %	93,000 円
(ウ) 所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 %	44,400 円
(エ) 所得 210 万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600 円	44,400 円
(オ) 住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※ 所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合、所得区分（ア）とみなされます。

※ 保険税に未納がある場合は限度額適用認定証の発行が出来ません。

自己負担限度額（70歳以上75歳未満の人の場合）

所得区分		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み 所得者	★課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1 % 【4回目以降 140,100 円】	
	課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1 % 【4回目以降 93,000 円】	
	課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1 % 【4回目以降 44,400 円】	
★ 一 般 (課税所得 145 万円未満等)		18,000 円 年間上限 [144,000 円]	57,600 円 【4回目以降 44,400 円】
低所得者Ⅱ		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ		8,000 円	15,000 円

※ 現役並み所得者…高齢受給者証の一部負担金の割合が3割の人

一般…現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の人

低所得者Ⅱ…世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）

低所得者Ⅰ…世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万として計算）を差し引いたときに0円となる人。

※ ★印に該当する方は「高齢受給者証」により所得区分が確認できるため限度額適用認定証の申請をする必要はありません。

※ 保険税に未納がある場合は限度額適用認定証の発行が出来ません。

※ 世帯によって区分が異なりますので、詳しくはおたずねください。

申請は役場の③健康課までお越しください。